

番号	登録
年月	登録
名氏名又は称	住 所
事業所	名 称
所在地	所 在 地
年月日	予 業 務 開 始 定 備
考	考

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年一月十日

青森県告示第八十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

告 示

○右 同

(下北地域)
〔県民局〕：八

- 建設業者の許可の取消し
- 特定行為業務の登録
- 物品等の競争入札参加資格
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正

公 告

(会計管理課)：八
 行政経営課：一
 保険福祉課：一

青森県告示第八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和二年四月一日から同年九月三十日までの間ににおいて、物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに関する契約（以下「物品契約」という。）並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」といいう。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の十一第三項において準用する同令第百六十七條の五第二項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）第四条の規定により公示する。

令和二年 二月十日 (月曜日)	第百十八号
-----------------------	-------

〇三〇〇 二七一 二・一・元	〇三一〇〇 二七一 二・一・元	〇三一〇〇 二七一 二・一・元	〇三一〇〇 二七一 二・一・元
ク	ク	ク	ク
会法人信和 社会福祉 会	法人社会 福祉心社	法人社会 福祉心社	法人社会 福祉心社
の館戸三戸 一向町戸一 字郡〇古五	の館戸三戸 一向町戸一 字郡〇古五	の館戸三戸 一向町戸一 字郡〇古五	の館戸三戸 一向町戸一 字郡〇古五
東京都中央区 橋本二丁目 二丁目二 戸八戸八戸 の家	有料老人 ホームバムク 心ム八人戸素 心ム八人戸素 心ム八人戸素 心ム八人戸素	特別養護 老人ホーム 心苑八人戸素 心苑八人戸素 心苑八人戸素 心苑八人戸素	特別養護 老人ホーム 心苑八人戸素 心苑八人戸素 心苑八人戸素 心苑八人戸素
八戸市江 三の三 の一 の二 の一 の一	八戸市江 三の三 の一 の二 の一 の一	八戸市江 三の三 の一 の二 の一 の一	八戸市江 三の三 の一 の二 の一 の一
ク	ク	ク	ク
ホーム 住宅型有 料老人 ホーム	生短期介護 生活介護予防	生短期介護 生活介護所	型地域密着 人福祉施設 老介護施設 生活介護者

令和二年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

一 競争入札参加資格
競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第百六十七條の四第二項各号（同施行令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて經營に事実上參加している者、法人

でない団体にあつては代表者、理事その他法人における經營に事実上參加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人

（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用し得ることに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認めら

2 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に応じ、次に掲げる事項について別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の種類及び金額に対応する等級に格付された者とする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における生産設備の額（機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の価格の合計額）

ウ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有する者をいう。）の常時雇用する人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得
 審査基準日における青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定取得の有無

(八) 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得
 審査基準日における青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証

取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 調達をする物品等又は特定役務の種類

次の表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第三号に規定する物品等又は同条第四号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品契約	印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品・理学機器、その他
役務契約	システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、世論調査・市場調査、その他

四 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和二年二月十二日から同年三月十日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

五 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出しなければならない。

(一) 物品契約に係るもの

出納局会計管理課

(二) 役務契約に係るもの

総務部行政経営管理課

(三) 物品契約及び役務契約に係るもの

出納局会計管理課又は総務部行政経営管理課

2 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 経営規模等総括表（第二号様式）

(二) 業務登記事項証明書（法人の場合）又は営業証明書（個人の場合）の原本又は写し

(三) 商業登記事項証明書（法人の場合）の原本又は営業証明書（個人の場合）の原本又は写し

(四) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの）

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人の場合 青色申告決算書等

(五) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）の原本

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

イ 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに個人事業税に係るもの

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し

（六）許認可証等の写し

三に規定する契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

（七）障害者雇用状況報告書等の写し

ISO認証取得登録証の写し

（九）青森県健康経営事業所認定証の写し

（十）あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

（十一）役員等一覧表（第四号様式）

（十二）八十四円分の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒（長3サイズ）

（十三）その他知事が必要と認めた書類

3 物品契約と役務契約の両方を希望する場合は、申請書等の正本一部のほかに申請書等の写しを一部提出するものとする。

類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

5 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

七 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、六の規定による格付の決定の通知において指定する日から令和二年九月三十日までとする。

八 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果を受けた者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第五号様式）を提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書（個人の場合は商業証明書）の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合には、商業登記事項証明書（個人の場合は商業証明書）の原本又は写し及び役員等一覧表（第四号様式）を、4に係る事項については、期間委任状を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 所在地又は住所（法人の場合は本店又は期間委任状を提出している支店等の所在地又は住所）

3 法人の場合は代表者、個人の場合はその者の氏名

4 期間委任状の受任者の氏名

5 電話番号又はファクシミリの番号

6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

九 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和二年五月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に関する公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

十 競争入札参加資格に関する文書の入手の方法

競争入札参加資格に関する文書は、次のホームページ又は配布場所において入手

することができる。

1 ホームページ

(一) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

競争入札参加資格審査申請書
競争入札参加資格申請の手引き

http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/meibo_tetuduki_h2910_h3209.html

(二) 競争入札参加資格者名簿（物品契約）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/suito/keiri/buppin-top.html>

(三) 競争入札参加資格者名簿（役務契約）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/zaisan/ekimu.html>

2 配布場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話〇一七一七三四一九一〇五

青森県総務部行政経営管理課財産管理グループ

電話〇一七一七三四一九〇九五

年
月
日

第2号様式(その1)

経営規模等総括表

区分	新規・継続
区 分 物品の製造・販売・貯販 役務の提供	番 号

物 品	役 務
審査価格付	審査価格付

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

印

印

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約(電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(単位:千円)

直前第2年度決算① 直前第1年度決算② 平均生産額(①+②)/2 物品 役務

平均生産額 又は販売額		自己資本額		資本金(元入金)		純資本合計(次年度繰越純資本額)		機械装置		車両運搬具		工具・器具及び備品		計	
生産区 分	設備資産額	生産区 分	設備資産額	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人	流动資産()	流动負債()	流动資産()	流动負債()	流动資産()	流动負債()	流动資産()	流动負債()
職員 員 数															
経営比率															
營業品目 等	1)	2)	3)	4)	5)	1)	2)	3)	4)	5)	1)	2)	3)	4)	5)
主たる業務															

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注 太枠の欄は記入しないこと。

青森県健康経営事業所認定取得

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

(6)

機械器具設備状況一覧表

商号又は名称 :

支店・営業所等名称 住所		電話番号	FAX番号	FAX番号		区分		種類	取扱年	区分	種類	取扱年
支店・営業所等名称 住所		電話番号	電話番号	FAX番号				Mac	台		判色	台
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	編集機	Win	卓上スキャナー	台	W i n	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	プリント		台	台	プリント	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	その他		台	台	その他	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	出力機	C T P	カラーエクシマ	台	C T P	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	刷版焼付機	フィルム	カーラー校正機	台	フィルム	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	自動現像機	判別	台	台	判別	台	判色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	スキャナ	スキャナ	台	スキャナ	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	刷版焼付機	判別	台	刷版焼付機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	自動現像機	判別	台	自動現像機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	裁断機	判別	台	裁断機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	折合機	判別	台	折合機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	丁合機	判別	台	丁合機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	版	無線綴機	台	台	無線綴機	台	色	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	針金綴機	台	台	針金綴機	台	UV装置	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	ミシン	台	台	ミシン	台	コアーナーカット	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	あけ機	台	台	あけ機	台	ファイルホール	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	穴あけ機	台	台	穴あけ機	台	J Pミシン	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	本	台	台	本	台	コレータ	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	その他	台	台	その他	台	バスタード	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	その他	台	台	その他	台	シートカット	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	その他	台	台	その他	台	アッキング	台	
支店・営業所等名称 住所	〒.....	電話番号	電話番号	本	その他	台	台	その他	台	圧着機	台	

注用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注1 取得年欄は、リース契約の場合は契約年を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式

役員等一覧表

商号又は名称 :

所在地又は住所 :

第5号様式

青森県知事殿

年 月 日

役職	氏名	性別	生年月日	住 所	年 月 日現在

商号又は名称 :
所在地又は住所 :
所在地又は住所 :

申請者 名義番号
商号又は名称 印
代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止年月日 年 月 日

注1 この表紙は、次に該当する者について記載すること。

- (1) 法人においては、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員
- (2) 法人でない団体においては、代表者、理事その他の法人における経営に事実上參加している役員と同等の責任を有する者
- (3) 個人においては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、事業所の業務を統括する者(事業部の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県告示第八十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行盛岡支店

岩手県盛岡市大通一丁目

を

株式会社みちのく銀行盛岡支店

岩手県盛岡市菜園一丁目

に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 七 建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となつた事実
令和元年十一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野口防災システム有限公司
二 代表者の氏名 野口たか子
三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町五の一
四 許可番号 青森県知事許可（般一二九）第六〇〇〇三一号
五 取消年月日 令和元年九月十九日
六 取消しに係る建設業の許可
電気工事及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実
令和元年八月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

令和二年一月十日

- 一 商号又は名称 有限会社戸来興業
二 代表者の氏名 戸来美知子
三 主たる営業所の所在地 八戸市下長八丁目一九の二
四 許可番号 青森県知事許可（般一二八）第七二〇六号
五 取消年月日 令和元年十二月二十七日
六 取消しに係る建設業の許可

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一號

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭